

令和 8 年度

給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税

特別徴収のしおり

《目次》	ページ
1 特別徴収義務者指定通知書	2
2 税額決定・変更通知書（特別徴収義務者用）への個人番号の記載について	3
3 お届けする書類の説明	4
4 特別徴収の事務について	6
5 給与所得等に係る個人住民税（市・県民税）の賦課について	10
6 納入できる金融機関（指定金融機関等）	13
7 ケース別提出書類一覧表	14
8 市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額整理表	16
9 届出書の記載例	17
10 給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書様式（2部）	
11 特別徴収切替届出（依頼）書様式（2部）	
12 特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書様式（1部）	
13 特別徴収税額の納期の特例承認申請書様式（1部）	
14 よくあるお問い合わせ Q & A	27

・森林環境税については、木更津市ホームページをご覧ください。

ページ番号：4346

【市区町村コード 122068】

木更津市役所

財務部 市民税課 特別徴収担当

電話 (0438) 23-8571

※お問い合わせの際には、指定番号をご用意ください。

〒292-8501 千葉県木更津市朝日三丁目8番1号

木更津市役所朝日庁舎

この冊子にある様式（目次 10 ～ 13）は木更津市ホームページにも掲載しています。

不足した場合は、印刷してご利用ください。

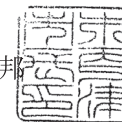
木更津市 特別徴収

検索

令和 8 年 5 月

特別徴収義務者様

千葉県木更津市長 渡辺 芳 邦



給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税の特別徴収について（通知）

給与所得等に係る特別徴収事務につきましては、平素より格別のご配慮を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、貴事業所を令和 8 年度市民税・県民税・森林環境税の特別徴収につき、地方税法第 321 条の 4 第 1 項及び第 328 条の 5 並びに木更津市税条例第 45 条の規定により、特別徴収義務者に指定し、その取り扱いをお願いすることとしましたので、取扱要領にご留意のうえ、ご理解とご協力をお願いします。

なお、同封しました「令和 8 年度市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）」を速やかに各納税義務者（従業員）に交付してください。

必ずご確認ください

1. 書類のご確認

- (1) 令和 8 年度給与所得等に係る 市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）
- (2) 令和 8 年度給与所得等に係る 市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）
- (3) 市民税・県民税・森林環境税 特別徴収納入書 1 2 ヶ月分＋予備 2 枚

※ ただし、納税義務者全員が均等割のみの場合は 1 枚＋予備 2 枚、納期特例の承認を受けた特別徴収義務者の場合は、2 枚＋予備 2 枚

※ 給与支払報告書（総括表）の提出時に「納入書不要」を選択した事業所等には送付していません。必要な場合は、その旨ご連絡ください。

2. 納税義務者のご確認

上記 1（1）の通知書に記載されている納税義務者が、特別徴収できるか確認してください。

※ 退職、転勤等している方や特別徴収ができない方が記載されている場合には、しおりにあります「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」（以下、異動届という）を至急提出してください。

※ 納税義務者が退職、転勤等した場合に、「異動届」の提出がないと、異動者の特別徴収税額が特別徴収義務者のもとに残ったままになります。

このため、本来納入義務のない税額が未納扱いとなり、督促状の発送等が行われることとなりますので、必ず提出してください。

2. 税額決定・変更通知書（特別徴収義務者用）への個人番号の記載について

地方税法施行規則第2条の規定により、市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）の送付については

- ① 書面で送付する場合は、納税義務者の個人番号は記載されません。
- ② 電子データで送付する場合は、納税義務者の個人番号は記載されます。

1 個人番号の利用目的について

市区町村から特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）により通知される納税義務者の個人番号は、特別徴収に係る事務に限り使用することができ、たとえ本人の同意があったとしても、それ以外の事務（社会保障など）には使用することはできません。

※番号法第9条第4項

（前略）法令又は条例の規定により、別表の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者又は地方公共団体の長その他の執行機関による第一項又は第二項に規定する事務の処理に関して必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務を行うものとされた者は、当該事務を行うために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けたものも同様とする。

2 特別徴収義務者の個人番号の収集について

特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）により個人番号を取得した場合でも、特別徴収義務者は納税義務者の個人番号を収集する責務はなくなりませんので、本人から個人番号の収集ができていない従業員については、引き続き個人番号の収集に努めるようお願いいたします。

※番号法第6条

個人番号及び法人番号を利用する事業者は、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体が個人番号及び法人番号の利用に関し実施する施策に協力するよう努めるものとする。

3. お届けする書類の説明

(1) 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）

事業所用の税額通知書です。事業所全体と従業員個人の、年税額と月々の税額（月割額）が記載されています。

事業所はこれに基づき月々の税額（月割額）を徴収してください。（以下、「税額通知書（特別徴収義務者用）」という）

ア 異動届を記入する際の事業所の指定番号も本通知書で確認できます。

イ 徴収する税額に変更があった場合は、変更した人のみを記載した税額変更通知書を送付します。（9ページ参照）

変更のない人は税額変更通知書に記載されないため、年度当初に送付した税額通知書（特別徴収義務者用）は捨てずに併せて保管してください。

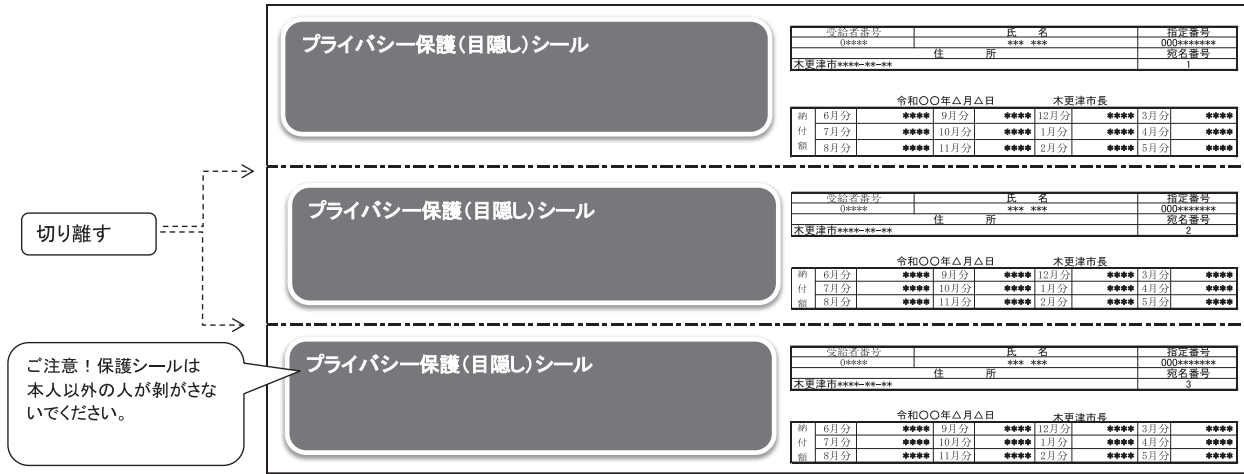
事業所用の税額通知書

令和〇〇年度 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）											
012-3456 〇〇県××市△△1-2-3 株式会社 ○×商事 (XXXXXXXX) 御中				特別徴収税額 2,405,000				課税人員 非課税人員		事業所が6月分(7月10日納期限)として納入する金額です。 令和〇〇年〇月〇日 木更津市長	
指定番号 XXXXXXXX 宛名番号 住 所 木更津市 請西東〇-〇-〇 ハイッ△△		市町村コード 122068 受給者番号 氏 名 木更津 一		特別徴収税額 230,000		納付額 6月分 22,400 7月分 21,600 8月分 21,600 9月分 21,600 変更月 月		10月分 21,600 11月分 21,600 12月分 21,600			
指定番号 XXXXXXXX 宛名番号 住 所 木更津市 真里谷△△△△				市町村コード 122068 受給者番号 氏 名 木更津市が付番する指定番号です。異動届や市へ問い合わせのときに必要です。		特別徴収税額 159,000		納付額 6月分 13,200 7月分 13,200 8月分 13,200 9月分 13,200 変更月 月		10月分 13,200 11月分 5,100 12月分 5,100 1月分 5,100 2月分 5,100 3月分 5,100 4月分 5,100 5月分 5,100	
指定番号 XXXXXXXX 宛名番号 住 所 木更津市 文京〇-〇-〇				市町村コード 122068 受給者番号 氏 名 市税 タロウ		特別徴収税額 159,000		納付額 6月分 13,800 7月分 13,200 8月分 13,200 9月分 13,200 変更月 月		10月分 13,200 11月分 13,200 12月分 13,200 1月分 13,200 2月分 13,200 3月分 13,200 4月分 13,200 5月分 13,200	

(2) 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）

従業員用の税額通知書です。1枚に3人分印刷されています。（以下、「税額通知書（納税義務者用）」という）

左側のプライバシー保護（目隠し）シールは剥がさずに、それぞれを切り離し、従業員本人に5月31日までに渡してください。退職・転勤等により配布が出来ない場合は、返送と同時に異動届を提出してください。



(3) 市民税・県民税・森林環境税 特別徴収納入書（希望する事業所にのみ送付しています）

令和8年6月分～令和9年5月分の納入書です。

納入金額に変更がある場合は手書きで訂正の上納入してください。

（訂正印不要）（※8ページ参照）

詳しい訂正の仕方は納入書の表紙の裏面をご覧ください。

(4) 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収のしおり（この冊子）

特別徴収事務で使用する様式が入っています。足りない場合はコピーするか、市役所のホームページに掲載されているものを印刷してご利用ください。

（インターネットで「木更津市 特別徴収」と検索してください。）

千 葉 県 市民税・県民税・森林環境税 納入書(原符) (公)		木 更 津 市	
市町村コード	口座番号	加入者名	
1 2 2 0 6 8	00150-9-960215	木更津市会計管理者	
令和XX年 6月分	指 定 番 号	納 入 金 額 (1) 円	
	000XXXXXXX	210,500	
納 入 金 額	納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	給付分 (一括徴収を含む)	千 百 十 万 千 百 十 円
		退職所得分	
納 入 金 額	延滞金	延滞金	
	督促	督促	
納期限	令和XX年 7月10日	(2) 合計額	
(特別徴収義務者)			
住所又は所在地	〒012-3456		
氏名又は名称	〇〇県××市△1-2-3 株式会社 ○×商事 様		

当該月とその納期限

印字済み当初決定税額が

納入書は3連になっていますので切り離さずに納入する窓口に出してください。

4. 特別徴収の事務について【必ずご一読ください】

(1) 特別徴収とは？

- ア 特別徴収とは、給与の支払を受ける人（従業員）に賦課された市・県民税・森林環境税を6月から翌年5月までの年12回に分けて、特別徴収義務者に指定された事業所が月々の給与支払の際に徴収（天引き）し、翌月の10日までに納入する制度の事です。
- イ 市・県民税・森林環境税額は、提出された給与支払報告書や確定申告書などの課税資料をもとに、市が算出して通知します。
- ウ パート・アルバイト等の雇用形態にかかわらず、給与の支払を受ける人は原則すべて特別徴収をしてください。ただし、事業専従者や給与の支払が不定期で月々の徴収ができない人などは、令和8年度特別徴収については、異動届の提出により普通徴収への切替申請をしてください。
- エ 特別徴収義務者とは事業所のことを、納税義務者とは従業員のことを指します。

(2) 徴収方法

市が通知した各従業員の市・県民税・森林環境税の月割額を、毎月の給与を支払う際に徴収してください。
ただし、年税額が均等割額のみ又はそれ以下の人は、初回到全額徴収するよう算出してあります。

(3) 使用する書類 14、15 ページ「ケース別提出書類一覧表」を参照してください。

(4) 納期限と納入先

- ア 事業所の特別徴収税額の納期限は、徴収すべき月の翌月の10日（土日・祝日の場合は翌営業日）です。（例：6月分の納期限は7月10日）
- イ 13 ページに記載してある金融機関にて、『千葉県木更津市 市民税・県民税・森林環境税納入書』を用いて納めてください。
- ウ 金融機関によっては、データのやりとりで納税するサービスを扱っている場合があります。詳しくはご利用の金融機関にお問い合わせください。
また、eLTAXを利用した共通納税により納入することも可能です。詳しくはeLTAXホームページをご覧ください。

(5) 延滞金

- ア 納期限を過ぎた場合は、延滞金が特別徴収義務者にかかることがあります。
- イ 延滞金は納期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、各年の平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1%の割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）に年7.3%の割合を加算した割合で年14.6%を上限とする割合（納期限の翌日から1月を経過する日までは、延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合で年7.3%の割合を上限とする割合とする。）で計算した金額となります。ただし、計算の基礎となる税額が2,000円未満の場合、又は計算した金額に100円未満の端数がある場合その端数金額及びその全額が1,000円未満の延滞金は納入する必要はありません。

(6) 年度の途中で従業員が減る場合

ア 従業員が退職・休職等により給与の支払を受けなくなり、市・県民税・森林環境税を特別徴収することができなくなった場合は、令和9年5月までの額を従業員自身で納めてもらうか、最後に支給する給与等から一括徴収していただきます。

イ 異動があった場合、異動届を提出してください。様式はこの冊子の後半にあります。

ウ 異動届の提出が遅れたり提出いただけない場合は、事業所の納入すべき額として残り、督促状が送られたり延滞金を請求される場合があります。また、異動後の従業員自身が一度に多額の税を納めなければならない場合もありますので遅滞なく必ずご提出ください。

エ 異動届の記載方法は以下(ア)～(ウ)のとおりです。(ケース別提出書類一覧表は14、15ページ)

(ア) 未徴収税額(令和9年5月までの月割額)を一括徴収する場合

a 令和8年中に退職する人から未徴収税額を一括徴収されたい旨の申出があった場合は、最後に支給する給与等から一括徴収をしてください。その際に提出いただく異動届の記載例は17ページです。

b 令和9年1月1日以降に退職する人については、一括徴収して納めることが義務づけられています。

この場合も同様に異動届を提出してください。記載例は17ページです。

(イ) 未徴収税額を従業員自身で納めてもらう場合(特別徴収から普通徴収へ切り替える場合)

異動届を提出してください。記載例は18ページです。

(ウ) 転勤・転職により、引き続き特別徴収を希望する場合

異動先の事業所を経由して異動届を提出してください。記載例は19ページです。

注1：(ア)～(ウ)について、税額通知書に名前が記載されている人で、非課税の人に異動(退職・転勤等)があった場合も同様に異動届の提出をお願いします。

注2：令和8年中に市外へ住所を変更した人で、給与支払報告書を提出後、異動(退職・転勤等)があった場合は、転出元(木更津市)と転出先(給与支払報告書を提出した市区町村)の2つの市区町村に異動届の提出が必要です。

(7) 年度の途中で従業員が増える場合

入社等により、給与支払報告書提出後に特別徴収する従業員が増えた場合は、20ページにある記載例4を参考に「特別徴収切替届出(依頼)書」(以下、切替届という)を提出してください。

※異動届・切替届のFax等での提出は個人情報漏えい危険防止のためご遠慮ください。

(8) 税額の変更

ア 従業員個人の所得金額や控除額（医療費控除や扶養控除等）の変更により、年の途中で税額を変更する場合があります。変更後の税額通知書（納税義務者用）を送付しますので、税額に変更のあった人に渡してください。

イ 前述の（6）～（7）や個人の税額変更により、事業所の特別徴収する月割額に変更があった場合は、変更後の事業所全体の月割額と変更該当者のみを記載した税額通知書（特別徴収義務者用）を送付します。（9 ページ参照）以降は変更された月割額により納入してください。

ウ 月割額の変更があった場合は、最初に送付された納入書の納入金額を手書きで訂正して納入してください。訂正の仕方は納入書の表紙の裏面にあります。

エ 木更津市では提出された異動届に基づいて手続きを行い、変更通知書を発送いたしますが、変更手続きの処理日により変更通知書の発送日が決まっています。

【金額の訂正：給与分の支払額を変更する場合】

千葉県 市民税・県民税・森林環境税 納入書(原符) (公)																			
木更津市 市町村コード					口座番号			加入者名											
1	2	2	0	6	8	00150-9-960215			木更津市会計管理者										
令和〇〇年9月分					指定番号			納入金額(1) 円											
					000XXXXXXXX			199,500											
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。					給与分 (一括徴収を含む)		億	千	百	十	万	千	百	十	円				
					退職所得分					2	0	2	8	0	0				
					延滞金														
					督促														
納期限 令和〇〇年10月10日					(2) 合計額					2	0	2	8	0	0				
(特別徴収義務者)																			
住所又は 〒012-3456																			
所在地 〇〇県××市△△1-2-3																			
氏名又は 株式会社 ○×商事					総務部 様														

①印刷された金額を二重線で消す
※訂正印は不要

②給与分と合計額に変更後の納入金額を記入します。

※納入書の表紙の裏面に、退職所得分を納入する場合の記載例を掲載しています。

(9) 特別徴収義務者（事業所）の所在地・名称等を変更する場合

ア 「特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書」を提出してください。

イ 所在地・方書・名称のフリガナ、担当者連絡先を忘れずに記入してください。

ウ 木更津市での法人市民税・固定資産税の登録がある事業所は、各税目についても、変更がある旨の届出をお願いします。

(10) 給与支払報告書の提出

令和8年中に給与の支払があった場合は、金額の多少にかかわらず、給与支払報告書を従業員の令和9年1月1日現在における住所地の市区町村に提出してください。

(11) 不服申立て

納税義務者（従業員）は、『給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定（又は変更）通知書』に記載された事項について不服がある場合は、通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

特別徴収税額の変更通知

※8ページ、「(8) 税額の変更」が生じた場合、市から事業所に送付します。

特別徴収税額を通知後に、税額が変更になった場合は『特別徴収税額の変更通知書』を送付しますので、『変更後の月割額』で徴収してください。なお、その場合でも変更後の納入書は新たに送付しておりませんので、月割額を手書きで訂正して使用してください。（納入書の表紙の裏面記入例参照）『税額通知書（納税義務者用）』は、納税義務者（従業員）にお渡しください。

令和〇〇年度 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）

変更通知書が届いた場合は

①変更後の事業所の金額を確認し、納入書の訂正をする。

②変更のあった従業員のみ記載しているので、年度当初の税額通知書は捨てずに変更通知書と併せて保管してください。

特別徴収税額		課税人員		非課税人員	
月割額	人数	税額	人数	税額	
6月分	15	210,500	12月分	16	202,400
7月分	15	199,500	1月分	16	202,400
8月分	15	199,500	2月分	16	202,400
9月分	16	202,800	3月分	16	202,400
10月分	16	202,400	4月分	16	202,400
11月分	16	202,400	5月分	16	202,400
<small>(備考)</small>					

個人の税額が変更された場合や事業所から提出された「異動届」により、市から税額変更通知書を送付しますので、変更月と変更金額を確認し、従業員の給与から徴収してください。

令和〇〇年〇月〇日
木更津市長 変更の理由

指定番号	宛名	市町村	受給者	特別徴収	納付額	(摘要)				
XXXXXXX	番号	コード	番号	税額		6月分	10月分	2月分		
XXXXXXX		122068		110,500		6月分 13,800	10月分 7,800	2月分 7,800	所得税の更生により変更	
住 所 氏 名 個人番号						7月分 13,200	11月分 7,800	3月分 7,800		
木更津市 文京〇-〇-〇						8月分 13,200	12月分 7,800	4月分 7,800		
市税 タロウ						9月分 7,900	1月分 7,800	5月分 7,800		
						変更月 → 9月				
XXXXXXX		122068		000		6月分	10月分 8,300	2月分 8,300	特別徴収へ変更	
住 所 氏 名 個人番号						7月分	11月分 8,300	3月分 8,300		
木更津市 畑沢△△△番地						8月分	12月分 8,300	4月分 8,300		
課税 ヨシ子						9月分 8,600	1月分 8,300	5月分 8,300		
						変更月 → 9月				
指定番号	宛名	市町村	受給者	特別徴収	納付額	6月分	10月分	2月分	(摘要)	
						7月分	11月分	3月分		
						8月分	12月分	4月分		
						9月分	1月分	5月分		
						変更月	月			

5. 給与所得等に係る個人住民税（市・県民税）の賦課について

(1) 概要

- ア 当該年（令和8年）の1月1日に木更津市に住所がある人に課税されます。
1月2日以降に市外に転出した場合でも、当該年度中（令和8年6月分～令和9年5月分）は木更津市に納入してください。
- イ 当該年の前年中（令和7年中）の収入をもとに算出します。
※給与所得に係る所得税と住民税の違いについて⇒右記参照
- ウ 給与所得に係る住民税は原則として特別徴収（給与からの天引き）の方法で納めてください。
事業専従者・給与の支払が不定期等の理由で特別徴収できない場合は、普通徴収（自分で納付）とすることができます。
- エ 住民税を課税されるすべての人が均等の額を負担する「均等割」と、前年中の所得金額に応じて負担する「所得割」の2つで構成されています。

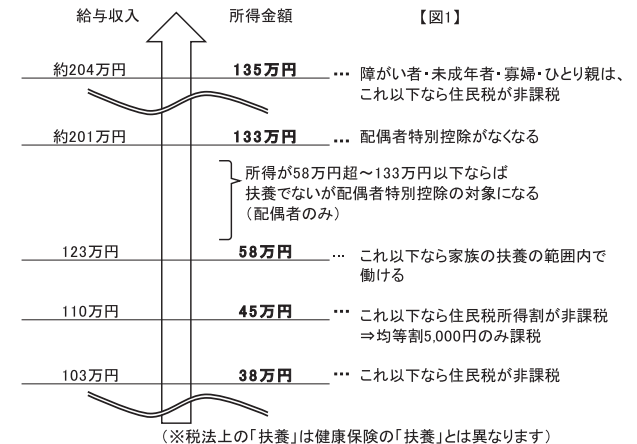
《所得税の源泉徴収》
所得に対して国が課税する。
現年の収入に基づき、事業所が税額を計算し、徴収・納税する。

《住民税の特別徴収》
所得に対して市と県が課税する。
前年の収入に基づき、市が税額を計算し、事業所が徴収・納入する。

(2) 非課税となる人

※給与収入のみで、自身で扶養する者がいない場合の非課税基準等⇒右図1参照

- ア 均等割も所得割もかからない人
 - (ア) 前年12月31日時点での障がい者・寡婦・ひとり親、又は平成20年1月3日以降生まれの未成年者で、前年中の合計所得金額（※収入ではない）が135万円以下の人
 - (イ) 前年中の合計所得金額（※収入ではない）が市の条例で定める額以下の人
【木更津市の場合】
28万円×（扶養親族数+1）+26万8千円（扶養する者がいない場合は一律38万円）
- イ 所得割が課税されない人
 - (ア) 前年中の総所得金額等（※収入ではない）が次の金額以下の人
35万円×（扶養親族数+1）+42万円（扶養する者がいない場合は一律45万円）
 - (イ) 前年中の所得から所得控除額を差し引いた課税所得金額が0円以下になる人
平成24年度より、16歳未満（平成22年1月2日以降生まれ）の人は住民税の扶養控除の対象外となりました。
しかし、住民税非課税基準を算出する際の扶養親族数（上記線部）には含まれるため、16歳未満の扶養親族についても、必ず給与支払報告書の「16歳未満扶養親族」の欄に人数を記入してください。



【所得割額の算出の流れ】

(3) 算出方法

ア 均等割・・・市 3,000 円・県 1,000 円 森林環境税 (国税) 1,000 円

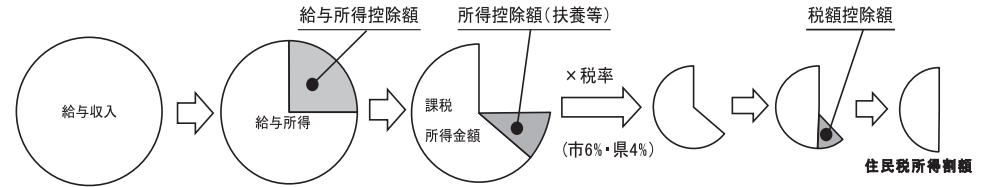
イ 所得割

(ア) 算出の流れ・・・右図のとおりです。

(所得の算出は 12 ページ下図参照)

(イ) 税率・・・市 6%・県 4%

(ウ) 所得控除



雑損控除・医療費控除・社会保険料控除・小規模企業共済等掛金控除・生命保険料控除・地震保険料控除・障害者控除・寡婦控除・ひとり親控除
勤労学生控除・配偶者控除・配偶者特別控除・扶養控除・特定親族特別控除・基礎控除があります。

(エ) 税額控除

調整控除 (市が計算)・外国税額控除・配当控除 (※a)・住宅借入金等特別税額控除・寄附金税額控除 (※b)・配当割額控除・
株式等譲渡所得割額控除があります。

※ (ウ) 中、_____線の控除は所得税の控除額と異なります。(12 ページ下図参照)

※ (ウ)、(エ) 中、各種控除のうち____線の控除は年末調整では算入できませんので、従業員個人での確定申告をお願いします。

a 配当控除

種 類	課税所得金額	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
		市民税	県民税	市民税	県民税
利 益 の 配 当 等		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
外貨建等以外の証券投資信託		0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
外貨建等証券投資信託		0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

b 寄附金税額控除

次の①と②の合計額

①基本控除 {控除対象寄附金(総所得金額等の 30%が限度)－2,000 円}×10% (市民税 6%、県民税 4%)

※控除対象寄附金

- 1.都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金
- 2.千葉県共同募金会又は日本赤十字社千葉県支部に対する寄附金
- 3.所得税法等に規定される寄附金控除のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として千葉県又は木更津市の条例で定めるもの
- 4.特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として千葉県又は木更津市の条例で定めるもの

②特例控除 ※所得割の20%を上限

{都道府県、市町村又は特別区への寄附金(総所得金額等の30%が限度)-2,000円} × (90%-所得税の限界税率×1.021) × (市民税 3/5、県民税 2/5)

課税標準額から人的控除差調整額を控除した金額		所得税の税率
1千円以上	195万円以下	5%
195万円を超え	330万円以下	10%
330万円を超え	695万円以下	20%
695万円を超え	900万円以下	23%
900万円を超え	1,800万円以下	33%
1,800万円を超え	4,000万円以下	40%
	4,000万円超	45%
0円未満	(課税山林所得金額及び課税退職所得金額がない場合)	0%
0円未満	(課税山林所得金額又は課税退職所得金額がある場合)	地方税法に定める割合

●●●個人住民税額は、事業所から提出された給与支払報告書等をもとに、市が算出します。●●●

給与所得の換算表

(令和8年度：令和7年分)

給与収入の金額 (A)	給与所得の金額
～ 650,999円	0円
651,000 ～ 1,900,000円	A-650,000円
1,900,001 ～ 3,599,999円	A-4 ↓ 端数切捨て B×2.8-80,000円
3,600,000 ～ 6,599,999円	B×3.2-440,000円
6,600,000 ～ 8,499,999円	A×0.9-1,100,000円
8,500,000 ～	A-1,950,000円

◎税額控除 (住宅借入金等特別税額控除)

前年分の所得税において平成21年から令和7年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から③を控除した金額 (前年分の所得税に係る課税総所得金額等の100分の5に相当する金額 (97,500円を限度) を超える場合には、当該金額) に下欄の割合を乗じた金額 (ただし、居住年が平成26年から令和5年までであって、特定取得又は特別特定取得に該当する場合には、「100分の5」を「100分の7」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額)
 ① 前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額 (特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成19年若しくは平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額)
 ② 前年分の所得税の額 (住宅借入金等特別控除等適用前の金額)

市町村民税	3/5	道府県民税	2/5
-------	-----	-------	-----

社会保険料控除等	支払金額	
	支払金額	控除額
生	12,000円以下	全額
	12,000円超32,000円以下	支払金額の1/2+6,000円
	32,000円超56,000円以下	支払金額の1/4+14,000円
命	56,000円超	28,000円
	15,000円以下	全額
保	15,000円超40,000円以下	支払金額の1/2+7,500円
	40,000円超70,000円以下	支払金額の1/4+17,500円
険	70,000円超	35,000円
	一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額 (限度額70,000円)	
控	一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額 (限度額28,000円)	
	一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額 (限度額28,000円)	
地	支払金額	
	支払金額	控除額
震	50,000円以下	支払金額の1/2
	50,000円超	25,000円
災	5,000円以下	全額
	5,000円超15,000円以下	支払金額の1/2+2,500円
保	15,000円超	10,000円
	地震保険料、旧長期契約の両方がある場合は、限度額は25,000円	

納税者本人の所得金額	控除			
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	
配偶者	一般	3.3万円	2.2万円	1.1万円
	老人	3.8万円	2.6万円	1.3万円
配	所得金額		控除額	
	68万円超 95万円以下	3.3万円	2.2万円	1.1万円
偶	95万円超 100万円以下	3.3万円	2.2万円	1.1万円
	100万円超 105万円以下	3.1万円	2.1万円	1.1万円
者	105万円超 110万円以下	2.6万円	1.8万円	9万円
	110万円超 115万円以下	2.1万円	1.4万円	7万円
特	115万円超 120万円以下	1.6万円	1.1万円	6万円
	120万円超 125万円以下	1.1万円	8万円	4万円
控	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円
	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円
除	障害者控除 (特別障害者)		扶 一般 3.3万円	
	障害者控除 (同居特別障害者)		養 老人 3.8万円	
除	寡婦控除		控 特定 4.5万円	
	ひとり親控除		除 同居老親等 4.5万円	
勤労学生控除		2.6万円		

特定親族の合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額)	控除額
58万円超 95万円以下 (123万円超160万円以下)	4.5万円
95万円超100万円以下 (160万円超165万円以下)	4.1万円
100万円超105万円以下 (165万円超170万円以下)	3.1万円
105万円超110万円以下 (170万円超175万円以下)	2.1万円
110万円超115万円以下 (175万円超180万円以下)	1.1万円
115万円超120万円以下 (180万円超185万円以下)	6万円
120万円超123万円以下 (185万円超188万円以下)	3万円

基礎控除	納税者本人の所得金額	控除額
基礎控除	2,400万円以下	4.3万円
	2,400万円超2,450万円以下	2.9万円
	2,450万円超2,500万円以下	1.5万円

◎税額控除 (調整控除)

納税者本人の合計所得金額が2,500万円以下の場合、下記の区分に応じた金額
 合計課税所得金額が200万円以下の者
 次の①と②のいずれか少ない額の5% (道府県民税2%、市町村民税3%) に相当する金額
 ①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
 ②合計課税所得金額
 合計課税所得金額が200万円超の者
 ①の金額から②の金額を控除した金額 (5万円を下回る場合は5万円) の5% (道府県民税2%、市町村民税3%) に相当する金額
 ①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
 ②合計課税所得金額から200万円を控除した金額

控除の種類	金額		控除の種類	金額	
	基礎控除	納税者本人の所得金額		基礎控除	納税者本人の所得金額
障害者控除	普通	1万円	配偶者控除 一般	5万円	4万円
	特別	1.0万円	配偶者控除 老人	1.0万円	6万円
寡婦控除	同居特別	2.2万円	特別控除 一般	48万円超 50万円未満	5万円
	特別控除	1万円	特別控除 老人	50万円以上 55万円未満	3万円
ひとり親控除	交	1万円	扶養控除 一般	5万円	2万円
	母	5万円	扶養控除 老人	5万円	1.0万円
勤労学生控除	1万円	控除 特定	1.8万円	同居老親等	1.3万円

6. 納入できる金融機関（指定金融機関等）

(1) 納入場所

ア 次に掲げる金融機関の各本支店
千葉銀行、千葉興業銀行、京葉銀行、千葉信用金庫、
館山信用金庫、君津信用組合、中央労働金庫、木更津
市農業協同組合、東日本信用漁業協同組合連合会本店

イ ゆうちょ銀行、郵便局
千葉県、東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、
神奈川県、山梨県の各ゆうちょ銀行、郵便局（納期
限内に限る）

ウ 木更津市役所朝日庁舎

※ 近くに上記の金融機関がなく、ゆうちょ銀行（又は郵便局）に納入するときは、右の「指定通知書」に店名（又は局名）を記載して、そのゆうちょ銀行（又は郵便局）に1回目を納入する際に納入書とともに提出することで納入することが可能となります。

(2) 延滞金

納期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、各年の平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1%の割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）に年7.3%の割合を加算した割合で年14.6%を上限とする割合（納期限の翌日から1月を経過する日までは、延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合で年7.3%の割合を上限とする割合とする。）で計算した金額となります。

ただし、計算の基礎となる税額が2,000円未満の場合、又は計算した金額に100円未満の端数がある場合その端数金額及びその全額が1,000円未満の延滞金は納入する必要がありません。

（切り取り線）

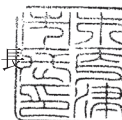
指定通知書

令和 年 月 日

ゆうちょ銀行 店長 様

郵便局長 様

千葉県木更津市長



貴店・局を地方税法第321条の5第4項の規定に基づいて、
当市の市民税・県民税（特別徴収税額）取扱局に指定したので通
知します。

記

認可又は承認番号 貯業2第1024号
口座番号 00150-9-960215
木更津市会計管理者
取りまとめ店 ゆうちょ銀行
東京貯金事務センター

■□□■ ケース別提出書類一覧表 ■□□■

No.	ケース	事務処理・提出書類						
1	退職して、未徴収税額（令和9年5月までの分）を普通徴収（従業員自身で納付）へ切り替える	異動届を提出してください。 ※1月以降に退職する場合は一括徴収が義務付けられていますので、ご協力ください。						
2	退職して、未徴収税額を一括徴収する	未徴収税額を最後に支払う給与等から一括徴収し、異動届を提出してください。 ◎残税額の一括徴収にご協力ください <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>退職等の年月日</th> <th>残税額の徴収方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和8年6月1日～ 令和8年12月31日</td> <td>普通徴収 一括徴収 > 本人の選択</td> </tr> <tr> <td>令和9年1月1日～ 令和9年4月30日</td> <td>一括徴収(本人の申し出不要) ※一括徴収が義務付けられています。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※納入にあたり、納入書の納入額を訂正する必要があります。訂正方法は納入書の表紙の裏面をご覧ください。(一括徴収した税額を納入する月に納入額を増額し、以降の納入額は減額になります。)</p>	退職等の年月日	残税額の徴収方法	令和8年6月1日～ 令和8年12月31日	普通徴収 一括徴収 > 本人の選択	令和9年1月1日～ 令和9年4月30日	一括徴収(本人の申し出不要) ※一括徴収が義務付けられています。
退職等の年月日	残税額の徴収方法							
令和8年6月1日～ 令和8年12月31日	普通徴収 一括徴収 > 本人の選択							
令和9年1月1日～ 令和9年4月30日	一括徴収(本人の申し出不要) ※一括徴収が義務付けられています。							
3	令和9年1月1日以降に退職する	普通徴収への変更はできません。一括徴収の異動届を提出してください。						
4	外国人が帰国する	できるだけ一括徴収してください。やむをえず普通徴収に変更する場合、本人の代わりに税額通知書を受け取り納税する「納税管理人」(※a)を指定するよう本人に伝えてください。 また、1月1日以降に帰国する場合は、来年度の住民税が木更津市で課税されるため、一括徴収した場合でも「納税管理人」の指定が必要になります。						
5	死亡した	未徴収税額を相続人に納めていただきます。(※b) 1と同様の手続きをし、税額通知書を受け取る「相続人代表者」(※a)をご遺族に指定していただきます。						
6	長期休職する(育児休業等)	退職と同じ扱いです。1又は2と同様に手続きをしてください。						
7	給与支払報告書提出後、退職予定日を書いた人が退職した	来年度は普通徴収となりますが、本年度の特別徴収に異動があるので、3(一括徴収)の処理をし、異動届を提出してください。 ※4月1日までに退職等した場合は、4月15日までに異動届を提出してください。						
8	令和8年中に住所変更(木更津市外へ転出)のあった人が給与支払報告書作成後に退職した	来年度は住所変更後の市区町村で課税されます。本年度分の異動届を木更津市に、来年度分の異動届を転出先の市区町村に提出してください。						

次ページへ続く▽

■ □ □ ■ ケース別提出書類一覧表 ■ □ □ ■

	No.	ケース	事務処理・提出書類
転勤・転職	9	他の事業所へ転勤(転職)して、特別徴収を継続する	異動届の上段に記入し、従業員本人に渡すか転勤・転職先の事業所へ回送してください。
	10	他の事業所から転勤(転職)してきて、特別徴収を継続する	従業員本人または転勤・転職元から受け取った異動届の下段に記入し、提出してください。
	11	令和8年中に住所変更(木更津市外へ転出)のあった人が給与支払報告書作成後に転勤(転職)した	来年度は住所変更後の市区町村で課税されます。本年度分の異動届を木更津市に、来年度分の異動届を転出先の市区町村に提出してください。
就職	12	就職した人を普通徴収から特別徴収に切り替える	切替届を提出してください。 ※納期限を過ぎたものは切替できません。
事業所の異動	13	事業所の名称・住所・連絡先等が変わる	「特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書」を提出してください。
	14	事業所を合併する(吸収する側、指定番号を継続して使用するが社名は変える)	「特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書」を提出してください。 指定番号(※c)が変わらないため、継続する事業所に所属する従業員についての異動届は不要です。
	15	事業所が合併する(吸収される側)	①「特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書」を提出してください。 ②従業員は使用を続ける指定番号への転勤となるので、9と同様の手続きです。
	16	事業所を解散する	退職と同じ扱いです。1又は2と同様に手続きをしてください。また、税額変更通知書を送付しますので、事業所閉鎖の場合は送付先も明記してください。
	17	事業所の代表者を変更した	法人の場合は届出は不要です。個人事業主の場合は13と同様の手続きです。

※a 納税管理人・相続人代表者の指定様式は木更津市ホームページに掲載しています。「木更津市 申請書ダウンロード」で検索できます。

※b 令和8年度の市・県民税は令和7年中の所得に対して課税されます。令和8年1月2日以降に亡くなられた方も納税の義務は残りますのでご了承ください。

※c 指定番号とは木更津市が各事業所ごとに付番する数字です。「0008△△△△△」または「0009△△△△△」(ゼロを含む10桁)

異動届は提出義務があります

給与所得者に給与を支払う者が、当該給与所得者に給与の支払を行わないこととなった場合においては、その支払わないこととなった日の属する月の翌月10日(支払を行わないこととなった日が4月2日から5月31日までの間である場合は、特別徴収税額が通知された月の翌月10日)までに「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」により、給与の支払を受けなくなった者の氏名、その者に係る特別徴収税額のうち、既に徴収した月割額の合算額、その他必要事項を記入し、届け出なければならない(地方税法第321条の5第3項、施行規則第9条の24)

令和8年度 市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額整理表

	月 割 額												年税額
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	
当初 (通知された税額)													
変更事由 (税額変更通知日)													
(. .)													
(. .)													
(. .)													
(. .)													
(. .)													
(. .)													
(. .)													
(. .)													
(. .)													
(. .)													
(. .)													
計 (納入する税額)													
納 期 限	令和8年 7月10日	8月10日	9月10日	10月13日	11月10日	12月10日	令和9年 1月12日	2月10日	3月10日	4月12日	5月10日	6月10日	

◎ この表は貴所において、異動整理にご利用ください。

給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書（一括徴収記載例）

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

記載例1（一括徴収の場合）

令和××年〇〇月△△日提出 木更津市長様		（特別徴収義務者） 給与支払者	住所(居所)又は所在地 〒012-3456 〇〇県××市△△1-2-3	特別徴収義務者 指定番号 000XXXXXXX	※市町村ごとに異なります
フリガナ カブシキガイシャ マルバツショウジ			氏名又は名称 株式会社〇×商事	連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号	課・係 人事課人事労務係 氏名 特徴 花子 電話 000-000-0000 (内線 123)
個人番号又は法人番号 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			給与所得者 受給者番号(整理番号) フリガナ スズキ イチロウ 123456 氏名 鈴木 一郎 (旧姓)	(ア) 特別徴収税額(年税額) 円 140,000	(イ) 徴収済額 円 35,600
生年月日	昭和××年××月××日 平成50年1月1日	異動年月日 ××年××月××日 ××・8・31	異動の事由 ① 退職 ② 転勤 ③ 合併 ④ 休職 ⑤ 長期欠勤 ⑥ 死亡 ⑦ 会社解散 ⑧ 住所変更		
個人番号	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	異動後の未徴収税額の徴収 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収(1月以降は必須) 9 月分で納入 (10月10日納期分) 3. 普通徴収 (一括徴収できない理由)	異動後の未徴収税額の徴収		
1月1日現在の住所	木更津市△△3-2-1	給与の支払を受けなくなった後の住所			

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一括徴収の理由	徴収予定			氏名 住所 電話	続柄	1 (普B) 他の事業所で特別徴収(例:乙欄適用者) 2 (普C) 給与が少なく税額が引けない 3 (普D) 給与の支払が不定期(例:給与の支払が毎月でない) 4 (普E) 事業専従者(給与支払者が個人事業主の場合のみ対象)
① 異動が令和××年12月31日までで、申出があったため(8月25日申出) 2. 異動が令和××年1月1日以後で、特別徴収の継続の希望がないため	徴収予定月日	徴収予定額	徴収予定額合計(上記(ウ)と同額)			
	9・20	104,400 円	104,400 円			
	・	円	円			

一括で徴収した税額を納入する月
※1月以降の退職の場合は、原則一括徴収となります。

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※新規事業所の場合は記入不要です。)	〒	新しい勤務先では 月割額 円を 月分から徴収し、納入します。
新しい勤務先の住所(居所)又は所在地		
フリガナ		
氏名又は名称		
法人番号		受給者番号
納入書の要否 (新規の場合のみ選択してください)		要・不要

8月末で退職した給与所得者の未徴収税額を、9月分一括して納入する場合
 (ア)特別徴収税額(年税額) 140,000円(6月から翌年5月分)
 (イ)徴収済額 35,600円(6月から8月分)
 (ウ)未徴収税額 104,400円(9月から翌年5月分)
 ↑
 一括徴収税額(納入額と同額)

【提出先】 〒292-8501 木更津市朝日三丁目8番1号木更津市役所朝日庁舎 財務部市民税課

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書（普通徴収記載例）

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度
※市処理欄		

令和××年○○月△△日提出 木更津市長様		（特別徴収義務者） 給与支払者		住所(居所)又は所在地 〒012-3456 〇〇県××市△△1-2-3	フリガナ カフシキガイシャ マルバツショウジ	特別徴収義務者 指定番号 000XXXXXXX	※市町村ごとに異なります
氏名又は名称 株式会社 ○×商事		個人番号又は法人番号 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号 課・係 人事課人事労務係 氏名 特徴 花子 電話 000-000-0000 (内線 123)		異動の事由 ① 退職 ② 転勤 ③ 合併 ④ 退職 ⑤ 長期欠勤 ⑥ 死亡 ⑦ 会社解散 ⑧ 住所誤報 ⑨ その他(特別徴収不可)	
給与所得者 受給者番号(整理番号) フリガナ スズキ イチロウ		氏名 鈴木 一郎 (旧姓)		(ア) 特別徴収税額(年税額) 円 140,000	(イ) 徴収済額 円 35,600	(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ) 円 104,400	異動年月日 ××・8・31
123456	生年月日 昭和 平成 50年 1月 1日		個人番号 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	1月1日現在の住所 木更津市△△3-2-1		異動後の未徴収税額の徴収 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収(1月以降は必須) { 月分 で納入 } { 月 日 納期分 } ③ 普通徴収 一括徴収できない理由 退職時給与が税額に満たないため。	
給与の支払を受けなくなった後の住所							

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄に記載してください。

一括徴収の理由	徴収予定月日	相対人の氏名等
1. 異動が令和××年12月31日までに、申出があったため(××月××日申出)	9・2	
2. 異動が令和××年1月1日以後で、特別徴収の継続の希望がないため		

8月末で退職した給与所得者の徴収方法を、9月から普通徴収に変更する場合

(ア)特別徴収税額(年税額) 140,000円(6月から翌年5月分)

(イ)徴収済額 35,600円(6月から8月分)

(ウ)未徴収税額 104,400円(9月から翌年5月分)

↑

普通徴収税額

1 (普B)	他の事業所で特別徴収(例:乙欄適用者)
2 (普C)	給与が少なく税額が引けない
3 (普D)	給与の支払が不定期(例:給与の支払が毎月でない)
4 (普E)	事業専従者(給与支払者が個人事業主の場合のみ対象)

※「9. その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号(※新規事業所の場合は記入不要です。)		連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号	課・係	新しい勤務先では	
新しい勤務先の住所(居所)又は所在地	〒		氏名	月割額 円を	
フリガナ			電話	月分から徴収し、納入します。	
氏名又は名称			(内線)	受給者番号	納入書の要否(新規の場合のみ選択してください) 要・不要
法人番号					

【提出先】 〒292-8501 木更津市朝日三丁目8番1号木更津市役所朝日庁舎 財務部市民課課

記載例2 (一括徴収できない場合)

給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書（特別徴収記載例）

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度
--------	--------	--------

※市処理欄	特別徴収義務者 指 定 番 号	000XXXXXXX	※市町村ごと に異なります
連絡先の氏名及び 所属課、係名並び に電話番号	課・係 氏名 電話	人事課人事労務係 特徴 花子 000-000-0000 (内線 123)	
異動の事由	異動後の未徴収 税 額 の 徴 収		
① 退職 ② 転勤 ③ 合併 ④ 休職 ⑤ 長期欠	① 特別徴収継続 ② 一括徴収 (1月以降は必須) () 月分で納入		

和令××年〇〇月△△日提出 木更津市長様	住所(居所) 又は所在地 〒012-3456 〇〇県××市△△1-2-3	フリガナ カブシキガイシャ マルバツショウジ	氏名又は名称 株式会社 ○×商事	個人番号 又は法人番号	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
給与所得者		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日												
受給者番号(整理番号)	フリガナ	スズキ イチロウ	円	円	××・8・31												
123456	氏 名	鈴木 一郎 (旧姓)	140,000	6 月から 9 月から 8 月まで 5 月まで	円 円												
生年月日	昭和 平成 50 年 1 月 1 日																
個人番号																	
1月1日 現在の住所	木更津市△△3-2-1																
給与の支払を受け なくなった後の住																	

8月末で退職する給与所得者が、9月分
から新しい会社で特別徴収する場合。

◎給与の支払
なくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

徴収予定		
徴収予定 月 日	徴収予定額	徴収予定額合計 (上記(ウ)と同額)
9・20	104,400 円	104,400 円
・	円	円
・	円	円

2. 異動が令和××年××月××日
以後で、特別徴収の継続の希望がないため

転勤等により異動後の勤務先で引き
続き特別徴収を行う場合には、「個人
番号」は、前勤務先では記載しないで
ください。

相続人の氏名等	※「9. その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、 次のいずれかの理由を必ず選択してください。	
氏名	続柄	1 (普B) 他の事業所で特別徴収 (例：乙欄適用者)
住所		2 (普C) 給与が少なく税額が引けない
		3 (兼D) 給与の支払が不定期 (例：給与の支払が毎月でない)
新しい会社で特別徴収を開始する月(9月) とその月割額を記載します。		

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※ 新規事業所の場合は記入不要です。)	000△△△△△△△	連絡先の 氏名及び 所属課、 係名並び に電話番 号	課・係 氏名 電話	庶務課社員係 特徴 進 111-111-1111 (内線 222)	新しい勤務先では 月割額 11,600 円を 9 月分から徴収し、納入します。
新しい勤務先の住所 (居所)又は所在地	〒654-3210 〇〇県××市△△1-2-3				受給者番号
フリガナ	マルバツドウサン カブシキガイシャ				納入書の要否 (新規の場合のみ選択してください)
氏名又は名称	○×不動産 株式会社				(要) ・ 不要
法人番号					

【提出先】 〒292-8501 木更津市朝日三丁目8番1号木更津市役所朝日庁舎 財務部市民税課

記載例3 (転勤等で引き続き特別徴収する場合)

特別徴収切替届出(依頼)書

令和 ××年○○月△△日 提出 (宛先) 木更津市長 様		給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地 (住所) 〒 012-3456 ○○県××市△△1-2-3	特別徴収義務者 指定番号 000×××××××× 新規の場合、納入書(要・不要)	※市使用欄	※市町村ごとに異なります	
フリガナ カブシキガイシャ マルハツショウジ			担当者 連絡先	係 人事課人事労務係			
名称 (氏名) 株式会社 ○×商事				氏名 特徴 花子			
法人番号 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1				電話 000 - 000 - 000			
給与所得者	フリガナ 鈴木 一郎	旧姓	氏名 鈴木 一郎	普通徴収 切替期別 期別を○で囲んでください。 〔 1・②・3・4 〕期 以降を切替希望 ※普通徴収の納期限を過ぎて提出されたものは、特別 徴収への切替ができません。			
	生年月日 昭和・平成 50年 1月 1日		特別徴収 開始予定月 9月分(10月 10日納期分) から 特別徴収を開始します。				
	1月1日現在の住所 〒 292-00×× 千葉県木更津市△△3-2-1		届出理由 ①.入社 2.その他()				
	現在の住所 〒 例: 8月1日入社で、9月から特別徴収を開始したい場合、普通徴収 の第2期の納期限までに提出することで普通徴収の第2~4期分 を特別徴収に切り替えることができます。 ※普通徴収の第1期は納期(6月末日)を過ぎているため特別徴収 に切り替えることはできませんので、個人で納付するようお願いください。		月割額 の連絡 必要な場合のみ記入してください。 9月 10日 までに通知書が必要 ※通知書が間に合わない場合のみ電話連絡します。				
	受給者番号						

記載例4 (就職等により特別徴収に切り替える場合)

【添付書類】

1. 普通徴収の納付書 (二重納付防止のため、残りの納付書(納) ※すでに納付済みの分や口座振替の場合は不要です。

【注意事項】

1. 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切り替えができません。本人が納めるように必ずお伝えください。
※ 郵送で提出の際は、普通徴収の納期限までに市へ必着をお願いします。
特別徴収への切り替えは、2ヶ月程度余裕を持って行ってください(市町村ごとに発送期日が異なるため)。
2. 65歳以上の方については、年金所得に係る税額を給与からの特別徴収に追加することはできません。
3. 用紙が足りない場合には、コピーしてお使いください。市のホームページにも掲載しております。
※木更津市へ提出の場合はA4、B5どちらのサイズでもかまいません。他市へ提出の場合はA4サイズを使用してください。

【提出先】 〒292-8501 木更津市朝日三丁目8番1号木更津市役所朝日庁舎 財務部市民税課

※市処理欄	
通知書	有・無
1・2・3・4	
税額連絡	済・必要なし
/	TEL
月分	円
月分~	円

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

※コピー又は木更津市ホームページからダウンロードして、お使いください。
 ※木更津市へ提出の場合はA4、B5どちらのサイズでもかまいません。他市へ提出の場合はA4サイズを使用してください。

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

	1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度
--	--------	--------	--------

※市処理欄	
特別徴収義務者 指 定 番 号	※市町村ごとに異なります
連絡先の氏名及び 所属課、係名並び に電話番号	課・係
	氏名
	電話 (内線)
異 動 の 事 由	異動後の未徴収 税 額 の 徴 収
1. 退 職 2. 転 勤 3. 合 併 4. 休 職 5. 長期欠勤 6. 死 亡 7. 会社解散 8. 住所誤報 9. その他 (特別徴収不可)	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 (1月以降は必須) (月 日納期分) 3. 普通徴収 (一括徴収できない理由)

令和 年 月 日提出 木更津市長様	住所(居所) 又は所在地	〒
	フリガナ	
	氏名又は名称	
	個人番号 又は法人番号	
給 与 所 得 者		
受給者番号(整理番号)	フリガナ	(ア) 特別徴収税額 (年税額) 円
氏 名	(旧姓)	(イ) 徴収済額 月から 月まで 円
生 年 月 日	昭和・平成 年 月 日	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ) 円
個 人 番 号		異動年月日
1月1日 現在の住所		
給与の支払を受け なくなった後の住所		

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一 括 徴 収 の 理 由	徴 収 予 定		
1. 異動が令和 年 12 月 31 日 までで、申出があったため (月 日申出)	徴収予定 月 日	徴収予定額 円	徴収予定額合計 (上記(ウ)と同額) 円
2. 異動が令和 年 1 月 1 日 以後で、特別徴収の継続の希望がないため	・	円	円
	・	円	円

相続人の氏名等		
氏名	続柄	
住所		
電話		

※「9. その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。

1 (普B)	他の事業所で特別徴収 (例：乙欄適用者)
2 (普C)	給与が少なく税額が引けない
3 (普D)	給与の支払が不定期 (例：給与の支払が毎月でない)
4 (普E)	事業専従者 (給与支払者が個人事業主の場合のみ対象)

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※ 新規事業所の場合は記入不要です。)	
新しい勤務先の住所 (居所)又は所在地	〒
フリガナ	
氏名又は名称	
法人番号	

連絡先の氏名及び 所属課、係名並び に電話番号	課・係
	氏名
	電話 (内線)

新しい勤務先では	
月割額 円を 月分から徴収し、納入します。	
受給者番号	
納入書の要否 (新規の場合のみ選択してください)	要 ・ 不要

【提出先】 〒292-8501 木更津市朝日三丁目8番1号木更津市役所朝日庁舎 財務部市民税課

3 一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。

2 黒のボールペン又はペンで記載してください。

1 転勤(再就職等)により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先に送付願います。

ただし、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。

また、「前勤務先が個人事業主の場合」の欄の「給与支払者」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。

新勤務先では最下段の事項を記載し、「月1日現在の住所」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。

「課税地」の市町村長に送付してください。

御注意

特別徴収切替届出(依頼)書

												※市使用欄				
令和 ____年____月____日 提出 (宛先) 木更津市長 様		給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地 (住所)	—								特別徴収義務者 指 定 番 号				※市町村ごと に異なります
			フリガナ											新規の場合、納入書(要・不要)		
			名 称 (氏名)									担当者 連絡先	係			
			法人番号										氏名			
													電話	— —		
給与所得者	フリガナ							旧 姓			普通徴収 切替期別	期別を○で囲んでください。 〔 1・2・3・4 〕期以降を切替希望 ※ 普通徴収の納期限を過ぎて提出されたものは、特別 徴収への切替ができません。				
	氏 名															
	生年月日	昭和・平成		年		月		日		特別徴収 開始予定月	月分(月 日納期分) から 特別徴収を開始します。					
	1月1日現在の住所	〒 —										1. 入社 2. その他()				
	現在の住所	〒 —								月 割 額 の 連 絡	必要な場合のみ記入してください。 月 日 までに通知書が必要 ※ 通知書が間に合わない場合のみ電話連絡します。					
受給者番号																

【添付書類】

- 普通徴収の納付書 (二重納付防止のため、残りの納付書(納期未到来分)を添付してください。)
※すでに納付済みの分や口座振替の場合は不要です。

【注意事項】

- 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切り替えができません。本人が納めるように必ずお伝えください。
※ 郵送で提出の際は、普通徴収の納期限までに市へ必着をお願いします。
特別徴収への切り替えは、2ヶ月程度余裕を持って行ってください(市町村ごとに発送期日が異なるため)。
- 65歳以上の方については、年金所得に係る税額を給与からの特別徴収に追加することはできません。
- 用紙が足りない場合には、コピーしてお使いください。市のホームページにも掲載しております。
※木更津市へ提出の場合はA4、B5どちらのサイズでもかまいません。他市へ提出の場合はA4サイズを使用してください。

【提出先】 〒292—8501 木更津市朝日三丁目8番1号木更津市役所朝日庁舎 財務部市民税課

※市処理欄	
通知書	有・無
1・2・3・4	
税額連絡	済・必要なし
/ TEL	
月分	円
月分～	円

特別徴収切替届出(依頼)書

										※市使用欄					
令和 ____年____月____日 提出 (宛先) 木更津市長 様		給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地 (住所)	—							特別徴収義務者 指 定 番 号				※市町村ごとに異なります
			フリガナ										新規の場合、納入書(要・不要)		
			名 称 (氏名)								担当者 連絡先	係			
			法人番号											氏名	
												電話	— —		
給与所得者	フリガナ						旧 姓			普通徴収 切替期別	期別を○で囲んでください。 〔 1・2・3・4 〕期以降を切替希望 ※ 普通徴収の納期限を過ぎて提出されたものは、特別 徴収への切替ができません。				
	氏 名														
	生年月日	昭和・平成 _____年 _____月 _____日							特別徴収 開始予定月	月分(_____月 _____日納期分) から 特別徴収を開始します。					
	1月1日現在の住所	〒 _____ ※ 1月1日現在の住所と違う場合に記入してください。							届出理由	1. 入社 2. その他(_____)					
	現在の住所	〒 _____ ※ 1月1日現在の住所と違う場合に記入してください。							月 割 額 の 連 絡	必要な場合のみ記入してください。 月 _____日 までに通知書が必要 ※ 通知書が間に合わない場合のみ電話連絡します。					
受給者番号															

【添付書類】

- 普通徴収の納付書 (二重納付防止のため、残りの納付書(納期未到来分)を添付してください。)
※ すでに納付済みの分や口座振替の場合は不要です。

【注意事項】

- 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切り替えができません。本人が納めるように必ずお伝えください。
※ 郵送で提出の際は、普通徴収の納期限までに市へ必着をお願いします。
特別徴収への切り替えは、2ヶ月程度余裕を持って行ってください(市町村ごとに発送期日が異なるため)。
- 65歳以上の方については、年金所得に係る税額を給与からの特別徴収に追加することはできません。
- 用紙が足りない場合には、コピーしてお使いください。市のホームページにも掲載しております。
※木更津市へ提出の場合はA4、B5どちらのサイズでもかまいません。他市へ提出の場合はA4サイズを使用してください。

【提出先】 〒292—8501 木更津市朝日三丁目8番1号木更津市役所朝日庁舎 財務部市民税課

※市処理欄	
通知書	有・無
1・2・3・4	
税額連絡	済・必要なし
/ TEL	
月分	円
月分～	円

特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

市町村使用欄

令和 ____年____月____日 提出 (宛先) 木更津市長 様	給 与 支 払 者 特別徴収義務者	所在地 (住所)	〒 _____ ※ 届出時点での所在地・名称を記入してください。										特別徴収義務者 指定番号			※市町村ごと に異なります
		フリガナ											担当者 連絡先	係		
		名 称 (氏名)												氏名		
		法人番号														

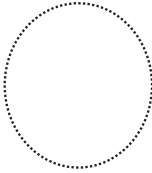
- ◆ 誤読を避けるため、必ずフリガナを記入してください。
- ◆ 代表者のみの変更の場合は、提出不要です。

変更年月日 令和 ____年 ____月 ____日

事 項	変 更 前 (旧) ※ 変更項目のみ記入してください。	変 更 後 (新) ※ 変更項目のみ記入してください。
フリガナ		
所 在 地 (送 付 先)	〒 _____	〒 _____
フリガナ		
名 称		
電 話 番 号	— — (内線)	— — (内線)
変 更 理 由 (該 当 番 号 に ○)	1. 事務所等移転 2. 送付先変更 3. 社名(名称)変更 4. 法人成り* 5. 個人事業化* 6. 給与事務の統合【下欄を記入してください。】 7. 合併による変更【下欄を記入してください。】 8. 分割による変更【下欄を記入してください。】 9. その他() *「4.法人成り」及び「5.個人事業化」による変更の場合は、指定番号の新規取得となるため、別途、給与所得者異動届出書の提出が必要となります。	

統 合 ・ 合 併 ・ 分 割 後 の 指 定 番 号	1. 指定番号を新規に取得する。 ※ 別途、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。	統 合 ・ 合 併 ・ 分 割 さ れ る 事 業 所	所 在 地	〒 _____											
	2. 統合・合併・分割先の指定番号を使用する。 ※ 別途、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。		フリガナ												
			名 称												
	3. 旧特別徴収義務者の指定番号を継続使用する。		指定番号											※市町村ごと に異なります	
			指定番号											※市町村ごと に異なります	
			電話番号	— — (内線)											
			法人番号												
			特別徴収義務者 指定番号											※市町村ごと に異なります	

【提出先】 〒292-8501 木更津市朝日三丁目8番1号木更津市役所朝日庁舎 財務部市民税課



特別徴収税額の特例承認申請書

木更津市長 様

令和 年 月 日

地方税法第321条の5の2及び木更津市税条例第46条の3の規定により、特別徴収税額の特例について承認を受けたいので申請します。

所在地 (住所)											
フリガナ											
名称 (氏名)											
電話番号	()	—								—
法人番号											(連絡先)
特別徴収義務者 指定番号	※市町村ごとに異なります										担当者 (氏名)
	0	0	0								
	※新卒の場合は空欄										

関与税理士
署 名 (連絡先)

特例の適用を受けようとする税額	令和 年 月 以後の特例徴収税額	
月 区 分	給与支払人員	給与支払額
申請の日前6か月間の各月末の常時給与の支払を受ける者の人員及び各月の支払金額	(臨時) 人	(円)
	常時 人	円
	(臨時) 人	(円)
	常時 人	円
	(臨時) 人	(円)
	常時 人	円
	(臨時) 人	(円)
	常時 人	円
	(臨時) 人	(円)
	常時 人	円
	(臨時) 人	(円)
	常時 人	円
	(臨時) 人	(円)
	常時 人	円
市民税・県民税等の滞納がある場合において、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由の詳細		
申請の日前1年以内に納期の特例の承認を取り消されたことの有無及び取消年月日		

● 申請についての注意事項

- 申請書の提出は、特例の適用を受けようとする月の20日頃までをお願いします。
- 送付先が所在地と異なる場合は、書類送付先を記入してください。
- この特例は、給与の支払いを受けている者の数が常時10人未満である特別徴収義務者に限り受けられます。
(注) 「常時10人未満」とは、常に10人に満たないということであって、多忙な時期等において臨時に雇い入れた者があるような場合には、その人数を除いた人数が10人未満であるということです。
- この特例の承認を受けた場合には、つぎに掲げる期限までに納入することとなります。
6月から11月までの徴収分 12月10日まで
12月から翌年5月までの徴収分 翌年6月10日まで
※土日の場合は翌営業日
- この特例について承認を受けた特別徴収義務者は、給与の支払いを受ける者の数が常時10人以上となった場合には、その旨を遅滞なく市長に届け出なければなりません。
- 市税の滞納や最近における著しい納付・納入の遅延があるような特別徴収義務者については、この特例の申請を却下することがあります。
また、この特例を受けても滞納したり、納付・納入の遅延がますますと承認を取り消すことがあります。

よくあるお問い合わせ Q&A

Q 1 従業員は家族だけなので、特別徴収はしなくてもよいでしょうか？

A 1 所得税の源泉徴収義務がある事業者は、従業員の個人住民税を特別徴収することが義務付けられており、家族であっても、特別徴収をする義務があります。ただし、専従者給与を支給されている者は、給与支払報告書の提出時に、給与支払報告書（個人別明細書）の摘要欄に「普E」と記載し、普通徴収切替理由書を添付することで、普通徴収となる場合があります。

Q 2 アルバイトやパートの場合でも、特別徴収しなければならないのですか？

A 2 前年中に給与の支払を受けており、かつ、当年度の4月1日において給与の支払を受けている者は特別徴収の対象となります。従って、アルバイトやパートであってもこの要件に当てはまる場合には、特別徴収の対象となります。

Q 3 従業員から、普通徴収にしてほしいとの希望があったのですが。

A 3 個人住民税の徴収方法は本人又は事業者の希望で選択することができるものではないので、従業員の希望により普通徴収にすることはできません。ただし、普通徴収切替理由書の各項目のいずれかに該当する場合は、毎年1月末日までに提出する給与支払報告書（個人別明細書）の摘要欄に、該当する項目の符号の記載と普通徴収切替理由書の添付により普通徴収となる場合もあります。

Q 4 所得税がかからなければ、個人住民税も発生しませんか。

A 4 所得税と住民税では税額の計算が異なるため、所得税が発生しなくても個人住民税が発生する場合があります。

Q 5 毎月、市区町村に住民税を納税するのは大変なのですが。

A 5 従業員が常時10名未満の場合には、市区町村長の承認を受けることで、年12回の納期を12月と6月の2回とすることができますので（納期の特例）、従業員がお住まいの市区町村にご相談ください。

Q 6 特別徴収を行わない場合の罰則規定はありますか。

A 6 市区町村から事業者へ特別徴収税額決定通知書が送付されているにもかかわらず、特別徴収を行わなかった場合、滞納処分の対象となるとともに、地方税法第324条第3項の規定（10年以下の拘禁刑若しくは200万円以下の罰金、又は拘禁刑及び罰金の併科）の対象となります。

Q 7 年度初めに届いた「特別徴収税額の決定通知書」に既に退職している従業員の名前があるときはどうしたらいいですか？

A 7 速やかに異動届を市民税課に提出してください。
詳しい記入方法については、本冊子の17ページ以降を確認してください。

Q 8 月割額を誤って納めてしまったときはどうしたらいいですか？

A 8 まずは、収税対策室収納管理係にご連絡ください。多く納めてしまった場合は、還付又は翌月以降の納入額から減らす等のご相談をいたします。少なく納めてしまった場合は、翌月以降の納入額で調整することもできますが、督促通知や延滞金がかかったり、納税証明書が発行できなかつたりする恐れがあります。

Q 9 給与支払報告書を提出した後、退職予定に含めた従業員が3月末に退職しました。(給与支払報告書には退職予定日を記載してあります。) 異動届を提出する必要はありますか？

A 9 はい。退職された従業員の方が令和7年度現在、木更津市で特別徴収されている場合、当該年度(令和8年5月分まで)の特別徴収ができなくなる場合や一括徴収する場合は異動届の提出をお願いします。詳しい記入方法については本冊子の17ページ以降を確認してください。令和8年度(令和8年6月以降)に係る特別徴収については、給与支払報告書(個人別明細書)に退職年月日が記載されていれば普通徴収に切り替わります。

Q 10 従業員の税額変更通知書が届きましたが、どういった理由で変わったのでしょうか？

A 10 税額の変更理由は、税額変更通知書の摘要欄に概要が記載されています。詳細についてはご本人にしかお答えできないため、従業員ご本人から市民税課にお問い合わせください。

なお、一般的には次のような場合が考えられます。

- ① 確定申告をした場合や、すでに確定申告をした人が修正申告や更正の請求をした場合
- ② 被扶養者が所得限度額を超えていることが判明したため、配偶者控除や扶養控除等が否認された場合
- ③ 年の途中で、当初申告されていた所得以外の所得があることが判明した場合

お問い合わせ先：木更津市役所朝日庁舎 電話：0438(23)7111(代表)

◎課税金額に関すること・・・市民税課 特別徴収担当

◎納入に関すること・・・収税対策室 収納管理係